

新旧対照表

○千葉県自然公園施設管理規則（昭和五十四年千葉県規則第十号）

新	旧
<p>千葉県自然公園施設管理規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県自然公園施設設置管理条例（昭和五十四年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）第七条、第十二条及び第十八条の規定により、自然公園施設の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一八年規則三四号・二二年六五号〕</p> <p>(指定管理者の指定の告示)</p> <p>第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>追加〔平成一八年規則三四号〕</p> <p>(利用者の遵守義務)</p> <p>第三条 自然公園施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、自然公園施設内において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 施設をき損し、又は汚損しないこと。</p> <p>二 木竹を伐採し、植物を採取し、又は木竹若しくは植物を損傷しないこと。</p> <p>三 土地の形質を変更しないこと。</p> <p>四 指定管理者が指定した場所以外の場所で、たき火、炊事又は野営をしないこと。</p> <p>五 指定管理者が指定した場所以外の場所へ車馬を乗り入れないこと。</p> <p>六 指定管理者が指定した場所以外の場所にごみその他の汚物を捨て、又は放置しないこと。</p> <p>七 他人に対し著しく粗野その他の行為で迷惑をかけ、又は著しく静穏を害し、若しくはけん騒にわたる行為をしないこと。</p> <p>八 その他公共の保安、衛生、風紀上障害となる行為をしないこと。</p> <p>一部改正〔平成一八年規則三四号〕</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第四条 指定管理者は、自然公園施設の保全又は利用者の安全性の確保のため必要な範囲内においてその利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>2 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該利用者に対しその利用を停止することができる。</p>	<p>千葉県自然公園施設管理規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県自然公園施設設置管理条例（昭和五十四年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）第七条、第十二条及び第十八条の規定により、自然公園施設の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一八年規則三四号・二二年六五号〕</p> <p>(指定管理者の指定の告示)</p> <p>第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>追加〔平成一八年規則三四号〕</p> <p>(利用者の遵守義務)</p> <p>第三条 自然公園施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、自然公園施設内において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 施設をき損し、又は汚損しないこと。</p> <p>二 木竹を伐採し、植物を採取し、又は木竹若しくは植物を損傷しないこと。</p> <p>三 土地の形質を変更しないこと。</p> <p>四 指定管理者が指定した場所以外の場所で、たき火、炊事又は野営をしないこと。</p> <p>五 指定管理者が指定した場所以外の場所へ車馬を乗り入れないこと。</p> <p>六 指定管理者が指定した場所以外の場所にごみその他の汚物を捨て、又は放置しないこと。</p> <p>七 他人に対し著しく粗野その他の行為で迷惑をかけ、又は著しく静穏を害し、若しくはけん騒にわたる行為をしないこと。</p> <p>八 その他公共の保安、衛生、風紀上障害となる行為をしないこと。</p> <p>一部改正〔平成一八年規則三四号〕</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第四条 指定管理者は、自然公園施設の保全又は利用者の安全性の確保のため必要な範囲内においてその利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>2 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該利用者に対しその利用を停止することができる。</p>

一 条例第十条第一項又は第二項の規定による許可を受けないで、同条第一項各号に掲げる行為をしたとき。

二 前条の規定に違反したとき。

一部改正〔平成一八年規則三四号〕

(利用の承認を要する施設)

第五条 条例第七条に規定する施設（以下「有料施設」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 大房岬自然公園施設の野営場

二 白子自然公園施設の野球場

追加〔平成一八年規則三四号〕、一部改正〔平成二二年規則八九号〕、  
令和三年〇号〕

(利用の申込み)

第六条 前条に規定する有料施設の利用について指定管理者の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、利用を開始しようとする日までに、千葉県自然公園施設内有料施設利用承認申込書（別記第一号様式）により、指定管理者に申し込まなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれにより難しいと指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の申込みは、指定管理者が知事の承認を受けて定める期間より前は、受け付けられないものとする。ただし、指定管理者において相当の理由があり、かつ、自然公園施設の利用に支障がないと認められるときは、この限りでない。

追加〔平成一八年規則三四号〕、一部改正〔平成二二年規則八九号〕

(利用の承認)

第七条 指定管理者は、前条第一項の利用の申込みを承認したときは、千葉県自然公園施設内有料施設利用承認通知書（別記第二号様式）により、直ちにその旨を申込者に通知するものとする。

追加〔平成一八年規則三四号〕

(許可の申請等)

第八条 条例第十条第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県自然公園施設内行為許可申請書（別記第三号様式）又は千葉県自然公園施設内行為許可事項変更許可申請書（別記第四号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第十条第一項又は第二項の規定による許可をしたときは、申請者に対し千葉県自然公園施設内行為許可証（別記第五号様式）又は

一 条例第十条第一項又は第二項の規定による許可を受けないで、同条第一項各号に掲げる行為をしたとき。

二 前条の規定に違反したとき。

一部改正〔平成一八年規則三四号〕

(利用の承認を要する施設)

第五条 条例第七条に規定する施設（以下「有料施設」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 大房岬自然公園施設の野営場

二 白子自然公園施設の庭球場及び野球場

追加〔平成一八年規則三四号〕、一部改正〔平成二二年規則八九号〕

(利用の申込み)

第六条 前条に規定する有料施設の利用について指定管理者の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、利用を開始しようとする日までに、千葉県自然公園施設内有料施設利用承認申込書（別記第一号様式）により、指定管理者に申し込まなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれにより難しいと指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の申込みは、指定管理者が知事の承認を受けて定める期間より前は、受け付けられないものとする。ただし、指定管理者において相当の理由があり、かつ、自然公園施設の利用に支障がないと認められるときは、この限りでない。

追加〔平成一八年規則三四号〕、一部改正〔平成二二年規則八九号〕

(利用の承認)

第七条 指定管理者は、前条第一項の利用の申込みを承認したときは、千葉県自然公園施設内有料施設利用承認通知書（別記第二号様式）により、直ちにその旨を申込者に通知するものとする。

追加〔平成一八年規則三四号〕

(許可の申請等)

第八条 条例第十条第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県自然公園施設内行為許可申請書（別記第三号様式）又は千葉県自然公園施設内行為許可事項変更許可申請書（別記第四号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第十条第一項又は第二項の規定による許可をしたときは、申請者に対し千葉県自然公園施設内行為許可証（別記第五号様式）又は

千葉県自然公園施設内行為許可事項変更許可証（別記第六号様式）を交付するものとする。

一部改正〔平成一八年規則三四号〕

（利用日等）

第九条 自然公園施設の利用時間及び利用日は、次のとおりとする。

利用時間	博物展示施設及びレストハウスについては午前九時から午後四時三十分まで、 <u>白子自然公園施設の野球場</u> については午前九時から午後五時まで
利用日	一月一日から三日まで及び十二月二十九日から三十一日までを除く毎日（大房岬自然公園施設の博物展示施設及びレストハウス、片貝自然公園施設の博物展示施設並びに白子自然公園施設の野球場については、毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて利用時間及び利用日を変更することができる。

一部改正〔昭和五五年規則一〇号・六一年一二号・平成一三年九一号・一八年三四号・二二年八九号・令和三年〇号〕

（知事が管理する場合の特例）

第十条 条例第十七条第一項の規定により知事が自然公園施設の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条、第四条、第六条から第八条まで又は前条第二項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第三条、第四条、第六条から第八条まで及び同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第二項本文中「知事の承認を受けて定める」とあるのは「定める」と、前条第二項中「知事の承認を受けて利用時間」とあるのは「利用時間」と、別記様式中「指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

2 条例第十七条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に第六条第一項又は第八条第一項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなつた日において現にこれらの規定により指定管理者に対して行つている利用の申込み又は許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第六条第一項又は第八条第一項の規定により知事に対して行つてい

千葉県自然公園施設内行為許可事項変更許可証（別記第六号様式）を交付するものとする。

一部改正〔平成一八年規則三四号〕

（利用日等）

第九条 自然公園施設の利用時間及び利用日は、次のとおりとする。

利用時間	博物展示施設及びレストハウスについては午前九時から午後四時三十分まで。 <u>ただし、白子自然公園施設の庭球場及び野球場</u> については午前九時から午後五時まで
利用日	一月一日から三日まで及び十二月二十九日から三十一日までを除く毎日（大房岬自然公園施設の博物展示施設及びレストハウス、片貝自然公園施設の博物展示施設、 <u>上永井自然公園施設の博物展示施設</u> 並びに白子自然公園施設の <u>庭球場及び野球場</u> については、毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて利用時間及び利用日を変更することができる。

一部改正〔昭和五五年規則一〇号・六一年一二号・平成一三年九一号・一八年三四号・二二年八九号〕

（知事が管理する場合の特例）

第十条 条例第十七条第一項の規定により知事が自然公園施設の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条、第四条、第六条から第八条まで又は前条第二項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第三条、第四条、第六条から第八条まで及び同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第二項本文中「知事の承認を受けて定める」とあるのは「定める」と、前条第二項中「知事の承認を受けて利用時間」とあるのは「利用時間」と、別記様式中「指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

2 条例第十七条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に第六条第一項又は第八条第一項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなつた日において現にこれらの規定により指定管理者に対して行つている利用の申込み又は許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第六条第一項又は第八条第一項の規定により知事に対して行つてい

る利用の申込み又は許可の申請とみなす。

3 条例第十七条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなつた日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第六条第一項又は第八条第一項の規定により知事に対して行つている利用の申込み又は許可の申請は、当該日以後においては、これらの規定により指定管理者に対して行つている利用の申込み又は許可の申請とみなす。

追加〔平成二十二年規則六五号〕

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、自然公園施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

る利用の申込み又は許可の申請とみなす。

3 条例第十七条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなつた日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第六条第一項又は第八条第一項の規定により知事に対して行つている利用の申込み又は許可の申請は、当該日以後においては、これらの規定により指定管理者に対して行つている利用の申込み又は許可の申請とみなす。

追加〔平成二十二年規則六五号〕

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、自然公園施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。